

平成24年3月23日

郵政民営化法の見直しについて

社団法人 全国信用金庫協会
会長 大前孝治

昨日、郵政民営化法の見直しに関して、自民・公明両党間の協議内容が公表されました。

私ども信用金庫業界では、郵貯事業の民営化にあたっては、かねてより「規模を縮小しながら、民間金融市場に円滑に統合されていくべきである。そのためには、民間金融機関との公正な競争条件の確保と併せ地域金融への配慮が必要である」と主張してまいりました。

私どもとしては、政府の関与を残したまま業務の拡大を図る郵政改革関連法案から現行の郵政民営化法の修正を基本とする方向性に転換されることは、郵政改革の目的に適ったものと考えております。

一方、両党間の協議内容では、民間金融機関との公正な競争条件を確保する新規業務規制が「金融2社株式の1/2以上処分後は届出制」に移行するとされております。また、届出制への移行にあたっては、適正な競争条件への配慮や民営化委員会への通知等が義務付けられ、監督上の命令規定の対象とするとしております。

しかしながら、民営化委員会の委員の構成、運営方法や、政府への意見具申とその後の監督上の命令などが民業圧迫に対する事前の公正、中立な監視として有効に機能するのか懸念されます。

私ども信用金庫業界としては、真に公正、中立な第三者による委員会が新規業務の開始までに事前の十分な審査を行い、民業を圧迫する業務範囲の拡大に対する監視態勢が有効に機能することが金融市場の健全な発展、とりわけ地域金融の安定を確保するために必須の要件であると考えます。

今後の国会における審議にあたっては、こうした点に十分留意した上で、政府出資が残る間、公正な競争条件が確保されないまま民間金融機関の業務を圧迫することがないように、適切な制度設計を行っていただくことを強く期待するものであります。

以上